

ふくしまデジタルイノベーションアワード実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者が実践しているデジタル技術やAIを活用したビジネスの革新への取組、デジタルを活用した働き方改革や業務プロセスの効率化（BPR）、市民や学生によるデジタル技術、AIを活用した地域活性化のアイデア、業務効率化の提案などを表彰・支援するふくしまデジタルイノベーションアワードについて必要な事項を定めるものとする。

(部門)

第2条 この要綱により定める賞は、次の2部門で構成する。

- (1) 事業者部門
 - (2) 市民・学生部門
- (対象事業等)

第3条 表彰の対象事業は、次条に規定する対象者が実施、または実施を予定している次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、営利事業および非営利事業のいずれも対象とする。

(1) 事業者部門

デジタル化やAI活用の取組又はデジタルを活用した働き方改革や業務改善、業務プロセスの効率化（BPR）の取組等

(2) 市民・学生部門

デジタル技術、AIを活用した地域活性化のアイデアや実施したプロジェクト又はデジタルを活用した働き方改革や業務効率化の提案や研究成果等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業等は対象から除くものとする。

- (1) 過去に受賞歴のある事業と同一の事業等
- (2) 福島市（以下「市」という。）が主催又は共催として関与した事業等（後援又は協力した事業等は除く）
- (3) 国又は地方公共団体からの委託事業
- (4) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業等
- (5) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業等

(対象者)

第4条 表彰の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のア又はイの要件を満たす者。

ア 事業者部門においては、市内に本社、本店、支店、営業所等の事業拠点を有する企業又は団体、もしくは個人事業主であること。ただし、本社等の本拠を市外に有する団体にあつては、市内の支店、営業所等を対象とする。

イ 市民・学生部門においては、市民（市民の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体を含む。）又は学生（市内又は市外の高専生、学部生、大学院生をいう。）を代表者として構成された団体又は個人であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

- (3) 福島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又はこれらの者いずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体等のいずれにも該当しないこと。

（募集及び応募）

第5条 市長は、表彰の候補となる事業等について期間を定めて募集する。

2 応募は企業又は団体若しくは個人が自らの事業等を申し込む方法（以下「応募」という。）によるものとする。

3 応募する者（以下「応募者」という。）は、市の用意するWeb応募申込フォームに関係書類を添付して市長に提出するものとする。

（選考）

第6条 市長は、応募のあった事業等を選考するためふくしまデジタルイノベーションアワード審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 選考は、別に定める評価基準に基づき行う。

3 市長は、前項の選考に必要があるときは、応募者に聞き取りを行うことができる。

（決定）

第7条 市長は、委員会の選考を経て、全部門において最も優れた事業等を「ふくしまデジタルイノベーションアワード大賞」として決定する。なお、必要に応じて各部門に優秀賞等を設け、委員会が薦める審査員特別賞を設けることができる。

2 市長は、次の各号に該当する場合は、前項の決定を取り消すものとする。

(1) 内定者が第4条に規定する要件を満たしていない場合

(2) 内定者が不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認められる場合

（表彰）

第8条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 市長は、被表彰者が第4条に規定する要件を満たしていないことが判明した場合又は不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認められるときは、すでに行った表彰を取り消すことができる。この場合において、授与した表彰状の返還を求めることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、ふくしまデジタルイノベーションアワードの実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。